入札参加申請書

　　令和　　年　　月　　日

　　群馬県知事　山本 一太　　あて

会社所在地：

商号又は名称：

代表者職氏名：

　下記のとおり、入札への参加を申請します。

記

**１　入札案件**

　　公告日　令和7年10月23日

　　案　件　TUMO Gunma送迎バス運行業務

**２ 参加資格要件の確認**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 要　　　　件 | 内　　　容 | 備　考 |
| (1) 地方自治施行令第167条の4第1項  の規定に該当（裏面参照） | 該当しない　・　該当する |  |
| (2) 群馬県財務規則  　　第170条第2項(入札参加制限)（裏面参照） | 該当しない　・　該当する |  |
| (3) 会社更生法・民事再生法に基づく  　　手続開始の申立て | 該当しない　・　該当する |  |
| (4) 群馬県の指名停止措置 | 該当しない　・　該当する |  |

**３　入札参加に係る確認事項**

入札の参加にあたっては、入札説明書及び仕様書、その他入札に関する資料一式の内容を承知したうえで参加すること。

上記内容について確認しました。

□　はい

□　いいえ

**４　必要添付書類**

課税（免税）事業者届出書

**５　御担当者**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 御担当者所属 | 御担当者お名前 | 連絡先電話番号 |
|  |  |  |

（裏面）

地方自治施行令（抜粋）

（一般競争入札の参加者の資格）

第百六十七条の四　普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

一　当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

二　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

三　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

２　普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

一　契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

二　競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

三　落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

四　地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

五　正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。

六　契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。

七　この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

群馬県財務規則（抜粋）

（入札の参加者の制限）

第170 条 契約担当者は、入札又は契約等に関して、政令第167条の４第２項各号のいずれかに該当すると認められる者があるときは、直ちにその事実を書面により知事に報告しなければならない。

２ 知事は、前項の規定により報告を受けた場合において、政令第167条の４第２項各号のいずれかに該当する事実があり、その者を一般競争入札に参加させることが適当でないと認めるときは、その者について３年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないものとする。

３ 知事は、前項の措置を決定したときは、直ちにその旨を会計管理者並びに必要と認める契約担当者及び出納員に通知するとともに、本人に対し書面で通知しなければならない。

（様式１　Ａ４）

課 税 事 業 者 届 出 書

　　令和　　年 月 日

群馬県知事　　あて

　　住 所

　　　　　　　　　　　　　会社名

代表者職・氏名

下記の期間については、消費税法の課税事業者（同法第９条第１項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者以外の者）であるので、その旨届出します。

記

課税期間 自 年 月 日

至 年 月 日

課税期間 自 年 月 日

（予定） 至 年 月 日

注１）課税期間は、個人事業者については1月1日から12月31日まで、法人については事業年度となります。

注２）契約期間が課税期間を超える場合には、課税期間(予定)を記入してください。

（様式２　Ａ４）

免 税 事 業 者 届 出 書

　　令和　　年 月 日

群馬県知事　　あて

　　住 所

　　　　　　　　　　　　　会社名

代表者職・氏名

下記の期間については、消費税法の免税事業者（同法第９条第１項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者）であるので、その旨届出します。

記

　免税期間 自 年 月 日

至 年 月 日

　免税期間 自 年 月 日

　（予定） 至 年 月 日

注１）免税期間は、個人事業者については1月1日から12月31日まで、法人については事業年度となります。

注２）契約期間が免税期間を超える場合には、免税期間(予定)を記入してください。